

狛江市総合的な主権者教育計画

平成 30 年 3 月

狛 江 市

目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	
(1) 主権者教育展開の考え方	2
(2) 本計画のねらい	2
(3) 計画期間	3
第2章 主な取組み状況	
(1) 子ども議会	5
(2) 青少年会議	5
(3) 模擬選挙	6
(4) 高校生のための選挙セミナー	6
(5) 高校生による選挙投票事務	6
(6) 選挙の実践支援	7
第3章 効果的な主権者教育に向けて	
(1) 目指すべき主権者像	10
(2) 課題の整理	10
(3) 基本方針	11
【方針1】 発達段階等に即した取組みの方向性	12
【方針2】 計画的な取組みの方向性	14
【方針3】 広域的な取組みの方向性	15
第4章 今後の取組み	
(1) 体系図	17
(2) 年次計画表	20
おわりに	21
参考資料	
(1) 狛江市総合的な主権者教育計画策定検討委員会委員名簿	21
(2) 委員会開催状況	22
(3) 関係例規	23

はじめに

狛江市においては、平成 25 年の公職選挙法の改正による成年被後見人の選挙権回復を受けて、実態として投票への道を閉ざしていた知的障がい者等への投票支援にいち早く着手し、障がいがあってもなくても「当たり前」の権利として社会に参画できる選挙権の重要性について、その啓発に取り組んできた。

しかしながら、親も含め当事者には、社会参加への意欲や、それを実現するための選挙権という「権利」に対する認識を得る機会や学ぶ機会が少なかったことから、その認識がまだまだ希薄である。特に知的障がい者等の場合、親からの影響を受ける度合いが大きく、家庭が担う役割、家庭のあり方が非常に大切であり、その家庭のあり方に影響を与える取組みが主権者教育を推進する目的の一つである。

また、平成 23 年に総務省において設置された「常時啓発事業のあり方等研究会」がまとめた報告書では、「子どもから高齢者まであらゆる世代を通じて、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する自立した主権者をつくることを目指す」とあることから、親や家庭への意識啓発にも積極的に取り組んでいく必要がある。

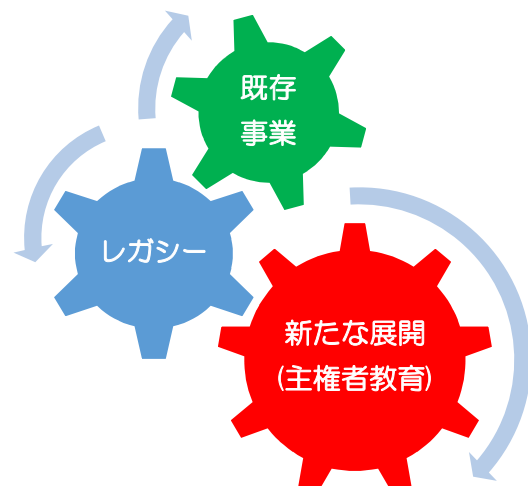
一方、国政選挙等において若者の投票率は他の世代に比較して低く、また近年その差が拡大傾向にあり、その原因として若者の政治への無関心さ等が指摘されている。

この背景として、学校における主権者教育は一般的に政治や選挙の仕組み等の知識・概念中心の学習となることが多く、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、関心をもたせたり、判断力を育成したりするような教育は十分に行われていないことが指摘されている。

さらに平成 27 年 6 月には、昭和 20 年に選挙権年齢が満 25 歳以上から満 20 歳以上に引き下げられて以来、70 年ぶりに選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことを踏まえ、「自ら考え、自ら判断し、自ら行動していく」高い資質をもった主権者の育成が望まれている。

また、平成 15 年に制定した「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」において、「まちの主体である市民が自らの責任と役割を自覚して市の行う活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場でまちの発展のために取り組む」としていることから、主権者教育に対する取組みが重要となる。

そこで、狛江市がこれまで取り組んできたレガシーを大切に、それを発展させつつ、新たに学校・家庭・地域が一体となって効果的に主権者教育を推進できるよう、「狛江市総合的な主権者教育計画」を策定する。



第1章 計画の概要

行政や学校、支援団体等の各機関において取り組んでいる既存事業をベースとしたうえで、それらの位置づけを再整理し、その相互の効果検証を行ったうえで、今後の効果的かつ継続的展開に結び付けるための計画を策定する。

(1) 主権者教育展開の考え方

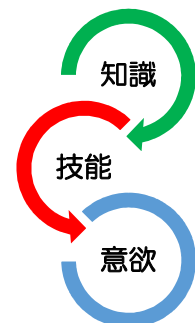
- 本計画における「ねらい」を明確化したうえで、行政内部の連携はもちろん、学校や支援団体等、各機関が連携を図り、有機的かつ相乗的な事業展開を図る。
- 狛江市のレガシーである知的障がい者等への取組みについて、関係団体との協働のもと、継続的に推進を図る。
- 発達段階に応じた主権者としての育成を図る。
- 地域の枠を越えた取組みに参画するとともに、積極的な情報発信を図る。
- 本計画を全庁的に共有することで、職員一人ひとりが主権者教育を意識し、狛江市職員全体で本計画を推進する。

(2) 本計画のねらい

- 主権者教育について、単に選挙や政治について学ぶといった考えではなく、「社会的意思決定を学ぶこと」と幅広く捉え、考える力や判断する力を醸成することにつなげる。
- 有権者としての判断を適切に行うことができるように指導する。
- 話し合いや討論等を通じて、児童・生徒等が自らの考えをまとめていくような学習を行う。
- 現実の具体的な政治的事象を取り上げ、様々な立場や考え方に触れる機会を創出する。
- 模擬選挙や子ども議会等の具体的・実践的活動を取り入れる。


これらの視点を持って、次に掲げる3つの力を育成するため、支援を必要とする全ての人のための発達に応じた主権者教育を実施する。

1	知識	政治のしくみ、議員の活動、選挙の流れ 公職選挙法の内容、投票の方法 等
2	技能	論理的な思考力、判断する力、情報収集の力 合意形成する力、意志決定の力 等
3	意欲	社会活動への参画、主権者としての責任 模擬選挙等の体験 等



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、基礎自治体であることを踏まえ、一般地方選挙の任期4年と整合させ、平成29年度から平成32年度までの4年間とする。この期間を1つのサイクルとして、適宜修正のうえ、本計画を継続するものとする。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画期間				
選挙実施 (任期月)	●衆議院選 29年10月			
			●参議院選 31年7月	
			●都知事選 32年7月	
	●都議選 29年7月			
			●市長選 32年7月	
		●市議選 31年4月		

第2章 主な取組み状況

行政や学校、支援団体等の各機関において実施している主権者教育に係る主な取組みについて、下表のとおり事業名・実施主体・協力機関・対象者を整理し、次ページ以降において、各事業の具体的な取組み状況とその様子をまとめた。

	事業名	実施主体	協力機関	対象者		
1	子ども議会	市長部局児童青少年部	議会事務局 教育委員会 市立小学校	小学生		
2	青少年会議	市長部局児童青少年部 狛江市青少年問題協議会	市立中学校 教育委員会 大学生・地域住民	中学生		
3	模擬選挙	教育委員会	選挙管理委員会事務局	小学生 中学生		
		特別支援学校		知的障がい者等		
4	高校生のための選挙セミナー	選挙管理委員会事務局	—	高校生		
5	高校生による選挙投票事務	選挙管理委員会事務局	都立狛江高等学校	高校生		
6	選挙の 実践 支援	投票のバリアフリー		市長部局高齢障がい課 地域団体	選挙管理委員会事務局	知的障がい者等
		①	体験投票※			
		②	投票支援 DVD			
		選挙情報のバリアフリー				
		①	わかりやすい 演説会			
		②	わかりやすい 選挙広報誌			
③	わかりやすい 政見動画					

※体験投票については、知的障がい者等の当事者が投票の体験を行うことで、選挙当日においても混乱なく投票ができるよう支援する、「選挙の実践支援」の取組みである。

そのため、「狛江市のレガシー」として、あえて事業3「模擬選挙」とは別事業として整理するとともに、今後も関係団体との協働のもと、継続的に取り組んでいく。

(1) 子ども議会

子どもたちが議会や行政の仕組み、役割を学び、社会の一員としての自覚を培うとともに、子どもたちの意見や要望を狛江市のまちづくりに反映させていくことを目的としている。

狛江市のまちづくりへ子どもたちの考えや意見を直接受ける場として隔年で開催し、平成29年度で6回目の開催となる。

市内の各小学校の5・6年生から約3人ずつを選出し、狛江市議会議場にて一般質問形式の会議を行い、市長、副市長、教育長、各部長が出席し、子ども議員の質問に答える。当日の様子を撮影したDVDを各小学校に配布し、議会制民主主義理解のための授業に用いる。



【子ども議会の様子①】



【子ども議会の様子②】

(2) 青少年会議

青少年自身の意志や意欲を尊重した自主的・主体的な活動を促進し、狛江市のまちづくりへの関心を高めることで、次世代の市の担い手を育成することを目的としている。

平成20年度より隔年で開催し、市と狛江市青少年問題協議会の共催で実施している。中学生をサポートし、中学生の力を引き出す役目を大学生や地域住民が担う。通年の検討を経て、年度末に狛江市のまちづくりに対して政策提言を行う。

平成28年度は「中高生の居場所づくり～身近な公共施設に私たちが望むこと～」をテーマに発表を行った。



【青少年会議の様子①】



【青少年会議の様子②】

(3) 模擬選挙

給食メニュー等の決定に際して投票を行い、児童・生徒自らが決めることの大切さ、多数決で決定されることの理解、選挙の意義を学ぶ。実際の投開票を体験してもらうため、投票箱や記載台等の機材を選挙管理委員会事務局から借りて実施する。

平成 29 年度に調布特別支援学校で実施した取り組みでは、投票の結果「ラーメン」と「りんご」が1月の給食メニューとして決定した。また実施にあたっては、投票用紙に自分が選んだメニューを自筆する方法ではなく、投票用紙自体にメニューの写真を用いる等、分かりやすい情報や選びやすい工夫を凝らして実施した。



【調布特別支援学校での投票体験の様子①】



【調布特別支援学校での投票体験の様子②】

(4) 高校生のための選挙セミナー

未来の有権者として求められる力を身に付けるために、市内の高校生を対象に、高校生が選挙でできること等の基礎知識の普及を目指し、講演会方式のセミナーを行う。投票に対する意識を高め、高校生を対象にした実際の選挙投票事務の従事にもつなげる。

(5) 高校生による選挙投票事務

平成 29 年度の衆議院議員選挙において、主権者教育の一環として選挙投票事務の臨時職員の一部について高校生を採用した。選挙当日は 14 人の高校生が選挙投票事務に従事した。



【高校生のための選挙セミナーの様子】



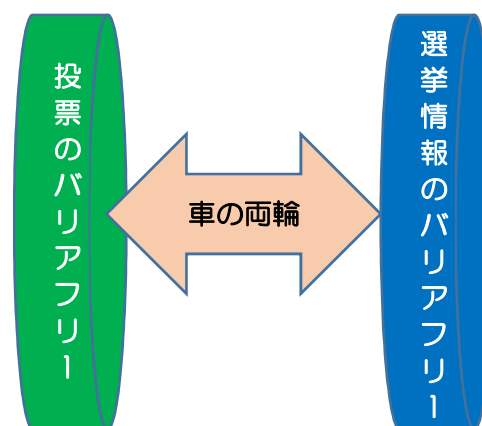
【高校生選挙投票事務募集ポスター】

(6) 選挙の実践支援

知的障がい者等の中には、選挙や投票という存在や意味、選挙公報や政見放送等にある難解な用語や漢字を理解することが困難な方や、投票用紙に政党名や候補者名を記載できない方もいるのが現状である。

そのため、知的障がい者等の投票行動を支援するためには、「投票のバリアフリー」と「選挙情報のバリアフリー」の双方が必要となってくる。

その双方が車の両輪のように機能して、はじめて「知的障がい者等の投票行動」が十分に保証されることになる。



知的障がい者等の投票行動を支援するためには！！

●投票のバリアフリー

「投票のバリアフリー」については、投票支援を行う代理投票補助者が本人の意思をはっきりと把握する必要があるため、体験投票の実施やマニュアルの作成等により必要な支援に努めている。

①体験投票

知的障がい者等の当事者が投票の体験を行うことで、選挙当日においても混乱なく投票ができるよう支援する。

架空の候補者を立て、その候補者が事業所等に訪問し、それぞれの主張を話す。模擬選挙広報等も発行し、実際の投開票を体験してもらうため、投票箱や記載台等の機材を選挙管理委員会事務局から借りて実施する。投票事務には行政職員が参画し、投票にあたっての留意事項を説明するとともに、知的障がい者等への支援の実態を学ぶ。



【体験投票の様子①】



【体験投票の様子②】

②投票支援DVD

平成 25 年から成年被後見人の選挙権回復とともに、狛江市では全国初の試みとして行政主導による体験投票を開始し、以後行政と当事者団体・事業所連絡会と協働して様々な取組みをしている。

平成 28 年度、その積み重ねの集大成として、狛江市手をつなぐ親の会が「平成 28 年度地域育成会活性化のための研修等事業費助成事業」（全日本育成会連合会）に採択され、実際の投票場面を再現した DVD を作成した。



【投票支援 DVD・補助資料】

●選挙情報のバリアフリー

「選挙情報のバリアフリー」は、「選挙における意思決定支援」とも言えるものである。

選挙において、どの候補者・政党に投票するかについては、健常者においても、候補者や政党の公約等、正確な情報が必要となる。知的障がい者等に対しても同様に、障がいの特性に応じた情報提供の保証がなされるべきであり、狛江市手をつなぐ親の会を中心として様々な取組みをしている。

①わかりやすい演説会

平成 26 年の東京都知事選挙を前に、狛江市地域自立支援協議会の主催で開催し、約 200 人が参加した。実際に候補者（代理でも可能）に来てもらい、一般の演説とは異なり、時間を短く設定し、知的障がい者等に伝わるように演説をしてもらった。

平成 26 年の衆議院議員選挙を前に、狛江市手をつなぐ親の会の主催、狛江市障害福祉サービス等事業所連絡会の共催で開催し、当事者約 60 人、関係者・支援者 20 人が参加した。東京都知事選挙の反省から、「知的障がい者等への情報提供の在り方マニュアルを事前に提供する」、「代理演説を認めない」、「演題を障がい者問題に絞る」とした。



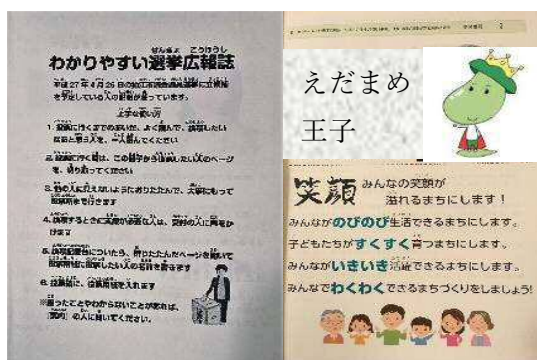
【わかりやすい演説会の様子】

②わかりやすい選挙広報誌

市議会議員選挙の場合、前述した演説会方式では候補者数が多いことから日程調整や開催時間の長時間化、複数日開催等が予想され、物理的に困難である。そのため紙媒体での周知が望ましく、取り組みを実施した。

公職選挙法により、行政が通常の選挙公報とは別に知的障がい者等向けの選挙広報を発行することはできないため、当事者団体等が主体となって200部作成し、事業所を通じて配布した。

候補者一人につきA5判縦型1枚とし、投票所にも持ち運べるポケットサイズとした。また、シンプルなレイアウトを心がけ、各候補者の形式を統一して記載内容を分かりやすくした。



【わかりやすい選挙広報誌】

③わかりやすい政見動画

平成 29 年の衆議院議員選挙は突然の解散総選挙であったため事前の準備ができず、候補者が一堂に会する演説会の開催は困難であった。

そのため候補者に対し、知的障がい者等に向けて語りかけるような形式で、自身の政策を分かりやすくまとめた政見動画を HP 上に掲載していただけないかという内容の依頼状を送付した。限られた時間の中、4人中3人の候補者に対応していただいた。

第3章 効果的な主権者教育に向けて

(1) 目指すべき主権者像

「目指すべき主権者像」の達成に向けて、今後の主権者教育に取り組んでいく。

～ 目指すべき主権者像 ～

単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、障がいがあってもなくても、また幼少期からの発達段階に即した、誰もが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる
社会の構成員

(2) 課題の整理

「目指すべき主権者像」の達成に向けて、効果的な主権者教育に取り組むため、「第2章 主な取組み状況」にまとめた取組みについて、その共通する課題を整理した。

★小・中学校の9年間で育まれた意識は高校の3年間ではなかなか変わらないことが多いため、幼少期段階からアプローチすることや、発達段階に即した取組みをより意識する必要がある。また、子どもの成長・進学といった節目において教育が途絶えてしまうことが懸念される。

★現在、各機関においてそれぞれ個別に取組みを行っていることから、相互のつながりが生まれにくく、事業効果が薄くなっている。

★子ども議会や青少年会議について、選出された児童・生徒以外が主体的に事業を体験することができず、事業効果が限定的になっている。また青少年会議においては、生徒の校内・校外での活動が忙しいためスケジュール調整が難しく、十分な時間が取れない。

★子ども議会について、選挙の一連の流れや議会を通じたまちづくりのプロセスについて学ぶために必要である、子ども議員を選出する仕組みづくりや答弁内容の結果をフィードバックする機会がうまく創出できていない。

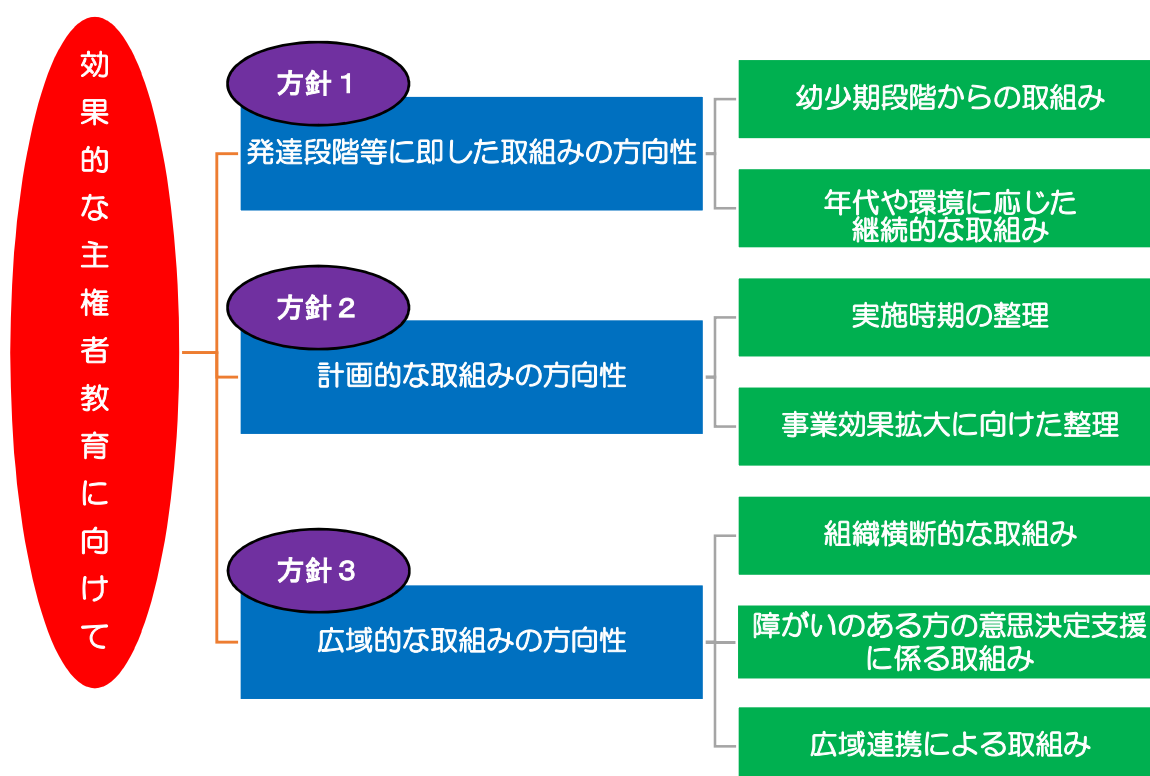
★児童・生徒が学習した内容をより深めるためには、体験を通じて知識を定着させることが大切であるため、より一層「体験」の機会を創出する必要がある。

★狛江市のレガシーである知的障がい者等への取組みについて、その意思決定支援にあたっては、「様々な関係者による多様な視点からの支援」、「一人ひとりに寄り添った丁寧な支援」をより一層意識する必要がある。

(3) 基本方針

先に整理した課題を解消し、今後のより効果的な主権者教育に向けて、基本方針として3つの方向性を示すとともに、その方向性を実現するための取組みについて整理した。

主権者教育の実施にあたっては、基本方針を念頭に置きながら実施することで、各事業がより効果的な主権者教育となるよう工夫していく。



【方針1】 発達段階等に即した取組みの方向性

今後の主権者教育は、「幼少期段階から」、「自ら考え、意思決定する」ことが重要である。

そのため、各年代や環境に応じて「身近な問題から社会問題まで」をテーマに、各機関の様々な主体において事業に取り組んでいく。

①幼少期段階からの取組み

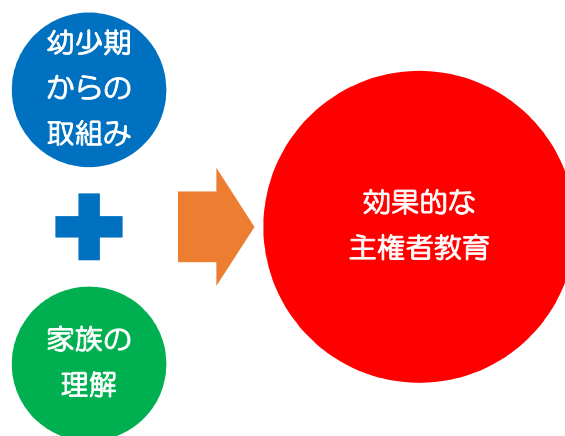
自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者の育成には、幼少期段階から継続して教育を積み重ねていくことが重要である。

幼少期段階では、他の世代と比較して親からの影響を受ける度合いが大きく、家庭が担う役割、家庭のあり方が非常に大切である。選挙に親子連れが来た際、子どもが親の記載している姿をのぞいたり、兄弟で投票箱に投票用紙を入れたがる様子を見かける。こうした子どもの選挙への興味をうまく捉え、持続させるよう、親子で選挙に来てもらうことで子どもが選挙に興味を持つ環境を創出していく。

また、親世代の意識向上といった視点からも、「幼少期段階から」主権者教育に取り組んでいくとともに、親や家庭への意識啓発にも積極的に取り組んでいく。例としては、親子で参加できる選挙に関するまなび講座等を実施することで、親子が一緒に学習し、家庭での話し合い活動にもつなげていく。

特に障がいのある子どもの場合、本人の意思決定について、家族や支援者の考え方に左右されてしまう傾向にあり、その家庭のあり方に影響を与える取組みが主権者教育を推進する目的の一つである。

そのため、障がいがあってもなくても、幼少期段階から主権者教育に取り組んでいく。



②年代や環境に応じた継続的な取組み

年代や環境に応じて「身近な問題から社会問題まで」をテーマとして取り扱い、「自ら考え、意思決定する」体験について、障がいの有無にかかわらず継続して積み重ねていく。

就学前や小学校低学年においては、親子と一緒に投票所に行くことは将来の投票参加に効果的であるといった視点から、親子そろっての投票を働きかけることで、貴重な学習の機会を創出していく。

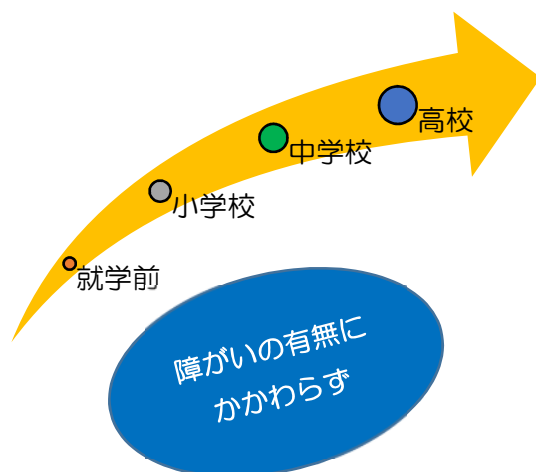
小学校・中学校においては、学校給食や生徒会役員選挙等、身近な問題をテーマとして取り扱うことで、自ら考え意思決定したことが、実現されていくことを体験する取組みを行っていく。また、子ども議会や青少年会議等、地域課題の解決をテーマとして取り扱うことで、行政への関心を高めるとともに、社会の一員としての自覚を培っていく。

高校生段階においては、公民科目を担当する教員を中心に主権者教育が行われているが、実際の社会問題を理解可能な年代と考えられるため、必要に応じて新聞記事やニュース等をテーマとして取り扱っていく。

また、特別支援学校においても、実際の社会問題を授業で取り扱っていることから、「一人ひとりに寄り添った丁寧な支援」や取組みの工夫により、同様の年代に応じた取組みを行っていく。

なお、記載した内容は、あくまで取組みを大まかな年代で区分したものであることから、教育の進み具合や子どもへの定着等を注視しつつ、柔軟に対応していく。

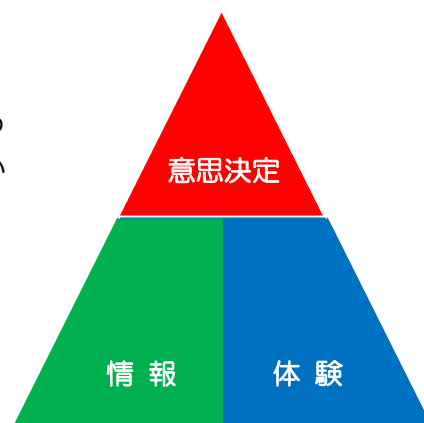
また、高校卒業後においては、選挙に関するまなび講座を実施することで意識の向上を図るとともに、親子で参加できるような仕組みとすることで、より効果的に事業を実施していく。



【方針2】 計画的な取組みの方向性

「主権者教育とは社会的意思決定を学ぶこと」という定義のもと、効果的な主権者教育に向けて、正しく分かりやすい「情報」を提供するとともに、様々な「体験」を通して、「意思決定」を支援していく。

こうした取組みを継続することで、考える力や判断する力を醸成することにつなげる。



①実施時期の整理

各機関において取り組んでいる事業について、その実施時期を整理することで体験活動等を体系的に実施し、これまで以上に有機的かつ相乗的な効果を生み出す。

一例として、子ども議員を選出する時期に併せて議員の役割等を説明する授業を実施することや、議場見学を行った後に議会の仕組みに関する説明を行うこと等が考えられる。

②事業効果拡大に向けた整理

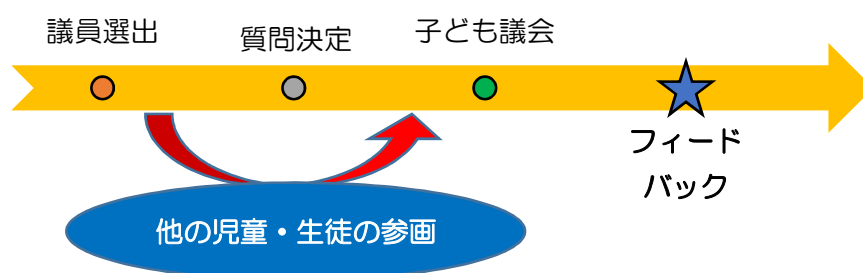
主権者教育に関心・興味を持つ児童・生徒だけでなく、誰もが当然に主権者教育を受けることで、社会の出来事を自ら考え、判断・意思決定し、主体的に行動する主権者として育てる必要がある。そこで、現在取り組んでいる事業について、一工夫加えることで更なる事業効果の拡大を狙う。

一例として、子ども議員や青少年会議のメンバーに選出された児童・生徒だけが事業に携わるのではなく、他の児童・生徒も巻き込んだ事業となるような仕掛けが必要である。

そこで、子ども議会で質問する内容について、子ども議員以外の児童も含めたグループ等で議論し、決定する等の取組みを行うとともに、青少年会議においては生徒への負担等を考慮し、可能な限り授業の中での活動として位置付けることが必要である。

また、答弁内容の結果について、年度末等、一定期間経過した後に広報等を通じて報告する機会を設け、児童に対する一定の達成感や満足感を醸成するとともに、市政への関心を高める。

付随的な効果として、市民への事業の周知・PRにもつなげていく。



【方針3】 広域的な取組みの方向性

子どもから大人まで、継続的に主権者教育に取り組むため、様々な機関において連携協力を深めていく。

①組織横断的な取組み

学校の授業や模擬選挙において、投票箱や記載台等の実際の機材を使用して行うことは、児童・生徒が興味や関心を持ちやすく、教育の質を高める非常に有効な手段と考える。

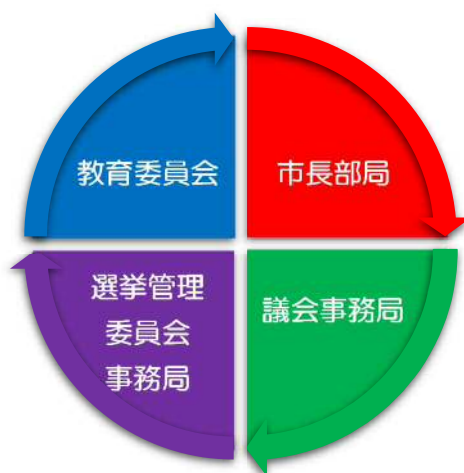
そのため、選挙管理委員会事務局において、市内全小中学校等への機材の貸出に応じることで、「体験」の機会を創出していく。

また、子ども議会や議場見学等、実際の市議会議場にて実施する取組みについて、前述した選挙管理委員会事務局による取組みと同様に、児童・生徒が興味や関心を持ちやすく、教育の質を高める非常に有効な手段と考える。

そのため、議会事務局においても議場の貸出に応じることで、「体験」の機会を創出していく。

議場については、小学校における校内委員会の活動発表の場としても活用し、発表の前に市議会議長から議会の役割等の説明をしてもらう等、つながりを持ち、「ひとまとまり」を意識して取り組んでいる。

また、社会科等の授業において市議会議員をゲストティーチャーとして招き、「議会の仕組み」等をテーマに講義を行うことも有意義な取組みと考えられ、その際は議会事務局が協力をしていく。



【議場を用いた活動発表の様子①】

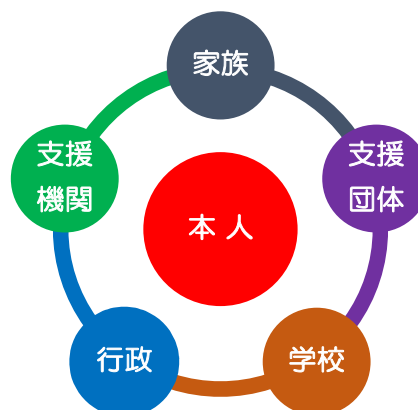


【議場を用いた活動発表の様子②】

②障がいのある方の意思決定支援に係る取組み

意思決定支援とは、「可能な限り本人が意思決定できるように支援し、最終的には本人の最善の利益のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み」のことを指す。

障がいのある方の意思決定支援にあたっては、「様々な関係者による多様な視点からの支援」や「一人ひとりに寄り添った丁寧な支援」が必要となるため、各機関において、継続的かつ組織横断的に対応していく。



③広域連携による取組み

義務教育課程から子どもの多岐にわたる進路を想定し、環境が変化しても切れ目のない主権者教育が行えるよう、都立狛江高等学校や特別支援学校との協働等、教育現場における「縦」の連携に取り組む。

さらに、効果的な取組みや課題等を情報共有することで、互いの取組みをより充実させ、教育の底上げを図る「横」の連携にも取り組む。

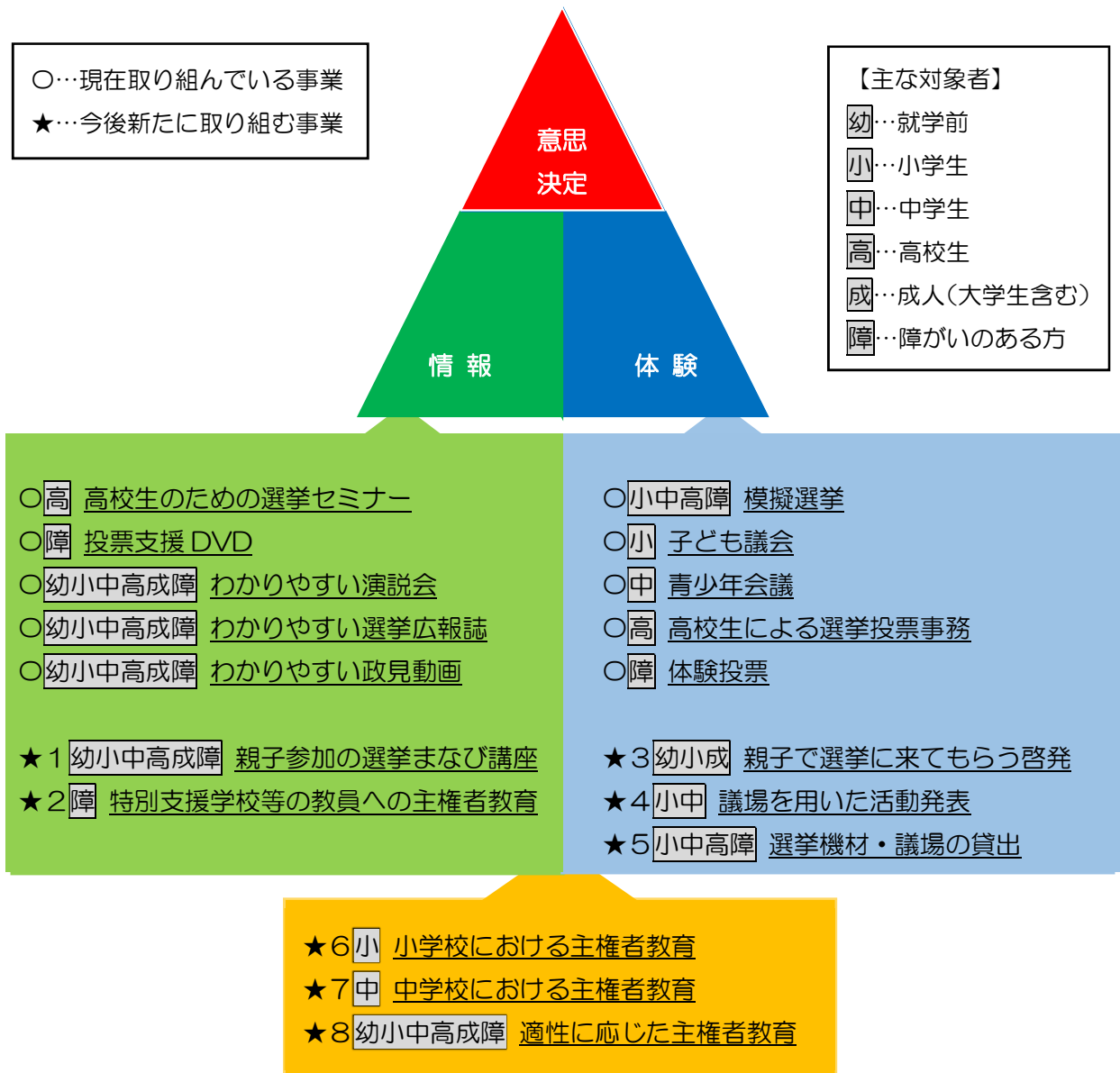
第4章 今後の取組み

(1) 体系図

「主権者教育とは社会的意思決定を学ぶこと」という定義のもと、目指すべき主権者像を達成するため、「情報」「体験」というカテゴリーごとに今後の取組みを整理した。

事業の実施にあたっては、基本方針を念頭に置きながら実施することで、各事業がより効果的な主権者教育となるよう工夫していく。

なお、本計画に掲載する取組みは、現状考えられる取組みをまとめたものである。そのため、主権者教育に取り組む中で、本計画の趣旨に則った新たな取組みについても随時取り組んでいくことで、より一層主権者教育を推進していく。



★1 幼小中高成障 親子参加の選挙まなび講座

これまでのような、小学生・中学生・高校生・障がいのある方と年代や環境に応じた講座だけではなく、親子で参加できるまなび講座を実施する。

親子がともに学べる機会を提供することで、家庭での話し合い活動にもつなげていく。

★2 障 特別支援学校等の教員への主権者教育

子どもが進んで社会参加したいと感じられるような学習内容や支援方法を、授業の実践を通して、特別支援学校等の教員に普及啓発する。

先駆的取組み校での「社会科指導」の実践を公開授業として実施するとともに、指導計画等の実践の内容を紹介する。また、意思決定支援に関する講演会を併せて実施する。

★3 幼小成 親子で選挙に来てもらう啓発

親子で一緒に投票所に足を運んでもらう啓発に取り組んでいく。親子で一緒に選挙に行くことは、将来の投票参加に効果的であるという考えとともに、他では得ることができない貴重な学習の機会となることから、家族そろっての投票を積極的に働きかけていく。

★4 小中 議場を用いた活動発表

校内委員会等の活動発表について、議場を活用して実施する。また、活動発表の前に市議会議長から議会の役割等の説明をしてもらう等、つながりを意識して取り組んでいく。

なお、現在は小学校で実施している取組みだが、今後は年齢層を拡大して実施していく。

★5 小中高障 選挙機材・議場の貸出

投票箱や記載台等の実際に選挙で使用する機材を使用すること、また市議会議場において実施する取組みについては、児童・生徒が興味や関心を持ちやすく、教育の質を高める非常に有効な手段である。

現在も積極的に貸出にに応じているが、より一層主権者教育を推進するため、市内全小中学校、高校、特別支援学校に貸出を行っていく。また、各実施主体において、模擬選挙を安定的に実施するためのマニュアルを作成する。

★6 小 小学校における主権者教育

- 例：・6年生の社会科での「地域の公園を作ろう」というテーマを通じた主権者教育
- ・3年生の特別の教科道徳での「約束や社会の決まりの意義を理解し、それらを守ること」を学ぶ主権者教育 等

★7 中 中学校における主権者教育

- 例：・社会科（公民分野）の授業にゲストティーチャー等を招いた主権者教育
- ・社会参画の活動における帰属意識を向上させる主権者教育
- ・生徒会活動を通じての主権者教育 等

★8 幼小中高成障 適性に応じた主権者教育

- 例：・障がいの特性に応じた主権者教育（意見や考えを述べる場や機会の提供） 等

【関連する事業】

- ◇ **小中高成障** 主体的に話し合う場を提供することを目的とした住民懇談会
- ◇ **小中高成障** 各種計画等の策定に向けて意見を聞き、参考とすることを目的としたアンケート
 - 例：◇基本計画に関するもの
 - ◇市民憲章に関するもの
 - ◇男女共同参画に関するもの 等
- ◇ **小中** 啓発ポスター・標語募集等と関連させた取組み
 - 例：◇社会を明るくする運動作文・標語の募集
 - ◇薬物乱用防止ポスター・標語の募集
 - ◇明るい選挙啓発ポスターの募集
 - ◇ごみ減量ポスター・標語の募集
 - ◇租税教育に関する募集（税の書道展、税についての作文） 等
- ◇ **中** 人権作文コンテスト
- ◇ **中高** 中高生フェスティバル実行委員会
- ◇ **中障** 職場体験実習への参加・受入
- ◇ **成** 成人式企画実行委員会
- ◇ **成** 公民館における主権者講座の開催

(2) 年次計画表

	29年度	30年度	31年度	32年度
選挙実施 (任期月)	●都議選7月 ●衆議院選10月		●市議選4月 ●参議院選7月	●都知事選7月 ●市長選7月

実際の選挙と連動した取組み

高校生のための選挙セミナー	★5月	★2月	★5月	★5月
高校生による選挙投票事務	★7月		★4月 ★7月	★7月
選挙の実践支援		★3月	★6月	★6月
★3親子で選挙に来てもらう啓発		★3月	★6月	★6月

模擬選挙	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施
子ども議会 (隔年実施)	★9月		★9月 → ★3月 報告	
青少年会議 (隔年実施)		★9月 → ★2月 発表		★9月 → ★2月 発表
広域連携による 取組み	★7月 地域連携 ★9月 特支連携	★7月 地域連携 ★9月 特支連携	★7月 地域連携 ★9月 特支連携	★7月 地域連携 ★9月 特支連携
★1 親子参加の 選挙まなび講座	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施
★2 特別支援学校等の 教員への主権者教育	★年間1回実施	★年間1回実施	★年間1回実施	★年間1回実施
★4 議場を用いた 活動発表	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施
★5 選挙機材・議場の 貸出	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施
★6 小学校における 主権者教育	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施
★7 中学校における 主権者教育	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施
★8 適性に応じた 主権者教育	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施

※事業の実施にあたっては、基本方針を念頭に置きながら実施することで、各事業がより効果的な主権者教育となるよう工夫していく。

※単発のイベントで終わらず、事前指導から事後指導までの「ひとまとまり」を意識した指導を行い、継続的に実施する。

おわりに

狛江市総合的な主権者教育計画策定検討委員会では、現在各機関で実施している主権者教育に関連する事業の現状と課題を整理し、全4回の議論を重ね、計画を策定した。

今後は各機関において、「主権者教育」というキーワードをより一層意識し、本計画を参考に創意工夫を重ねた取組みを実践し、相互に連携協力する中で、これまで以上に充実した取組みを行っていく。

また、今後も各機関における様々な取組みを積み重ねる中で、その進捗状況や課題等を適切に評価・検証し、その結果をこれからの取組みに活かしていく。

参考資料

(1) 狛江市総合的な主権者教育計画策定検討委員会委員名簿

	役 職	所 属	氏 名
1	委員長	教育部長	平林 浩一
2	副委員長	選挙管理委員会事務局長	井上 和信
3	委 員	議会事務局次長	加藤 清巳
4		企画財政部政策室長	田部井 則人
5		福祉保健部高齢障がい課長	浅見 文恵
6		児童青少年部児童青少年課長	鈴木 弘貴
7		教育部指導室長	柏原 聖子
8		都立狛江高等学校	橋本 雄高
9		都立調布特別支援学校	常松 浩三郎
10		都立府中けやきの森学園	宮田 愛
11		狛江市手をつなぐ親の会	森井 道子
12		狛江市障害福祉サービス等事業所連絡会	橋爪 克幸

主権者教育アドバイザー

所 属	氏 名
一般社団法人日本政治教育センター 代表理事	林 大介

(2) 委員会開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成29年10月3日	<ul style="list-style-type: none">副委員長の選出委員会について平成29年度子ども議会について各取組みについて
第2回	平成29年12月19日	<ul style="list-style-type: none">第1回委員会のまとめ各取組みについて計画(案)骨子について
第3回	平成30年2月9日	<ul style="list-style-type: none">計画(案)について
第4回	平成30年3月6日	<ul style="list-style-type: none">計画(案)について

(3) 関係例規

狛江市総合的な主権者教育計画策定検討委員会の設置及び運営に関する要綱

平成 29 年 7 月 31 日

要綱第 95 号

(目的)

第1条 この要綱は、国が推奨する主権者教育の普及実践に向けたモデルとなる総合的な主権者教育計画を策定するにあたり必要な事項を検討するため、狛江市総合的な主権者教育計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に報告するものとする。

- (1) 狛江市総合的な主権者教育計画を策定するにあたり必要な事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる区分により委嘱又は任命する委員 12 人をもって構成する。

- (1) 教育部長
- (2) 議会事務局次長
- (3) 企画財政部政策室長
- (4) 福祉保健部高齢障がい課長
- (5) 児童青少年部児童青少年課長
- (6) 教育部指導室長
- (7) 選挙管理委員会事務局長
- (8) 都立狛江高等学校 1 人
- (9) 都立調布特別支援学校 1 人
- (10) 都立府中けやきの森学園 1 人
- (11) 狛江市手をつなぐ親の会 1 人
- (12) 狛江市障害福祉サービス等事業所連絡会 1 人

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置く。

- 2 委員長は、教育部長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって開催する。
- 3 委員会の議事は、出席者した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

登録番号（刊行物番号）

H29-66

狛江市総合的な主権者教育計画

平成30年3月発行

発行	狛江市
編集	企画財政部 政策室 狛江市和泉本町一丁目1番5号 電話 03（3430）1111
印刷	庁内印刷
頒布価格	30円